

## 支払業務取扱基準

**第1条** 校費、預り金及び私費会計等その名称のいかんを問わず、その最終的管理責任が理事長又は学園長に帰属するすべての金銭に関する支払業務(以下「支払業務」という)は、この基準に基づいて取扱い執行するものとする。

2 この基準は、経理規程及び同施行細則並びに固定資産及び物品調達規程等、「支払業務」に係る諸規程(以下「諸規程」という)の取扱いにあたり、その不足を補い、かつその具体的方法の基準を示すものである。

**第2条** 「支払業務」は、この基準に定めることのほか、すべて文部科学省令に定める学校法人会計基準及びそれに付随する諸通達並びに本学園において定める「諸規程」に準拠して取扱わなければならない。

**第3条** 学外からの物件の調達、役務の提供等(以下「取引」という)に係る発注、委託、契約先(以下「取引先」という)は、原則として本学園との間にあらかじめ第4条に定める取引契約のある者(以下「登録業者」という)に限るものとする。

**第4条** 本学園若しくは本学園の経営する各学校又はそれらに属する各部署(部課並びに本学園に付属する諸会諸団体を含む)の名をもって、新たな取引先と掛買取引等、代金後払いによる「取引」をしようとするときは、別に定める様式の業者選定願を学園事務部に提出し、経理責任者の承認を経て「登録業者」の認定を得なければならない。

**第5条** 前条の「登録業者」の認定を受けようとする「取引先」は別に定める様式の銀行振込依頼書を提出し、かつ業者コードの指定を受けなければならない。

**第6条** 「取引」に係る証ひょう書類について本学園で定める様式又は用紙があるときは、それを使用するものとし、当該「取引」に係る代金(費用及び料金を含む)について当月1日から月末日までの分を、翌月末日(当日が休日又は休業日に当たるときは、その前日)に学園事務部において支払う。

**第7条** 支払は、特別の事情のない限り銀行振込を原則とし、窓口払は慶弔金、謝金又は個人の立替金若しくは少額の支払金以外は、小切手によって支払うものとする。

2 毎会計年度末3月に限り、第6条の定めにかかわらず、当月発生分についても、可能な限りにおいて3月末日支払とすることができる。

**第8条** 公租公課及び賦課金又は料金、報酬もしくは契約等によってあらかじめ支払日が定められているものについては当該指定支払日に、また本学園学生・生徒・児童(保護者・保証人を含む)及び教職員(家族を含む)に帰属する支払金並びに立替金については、毎月末日のほか10日または20日(当日が休日若しくは休業日にあたる場合は、その翌日)の定期支払日に支払うことができる。

**第9条** 前条に定める支払金のうち、特に臨時的かつ金額の僅少なものについては、あらかじめ指定された小払資金(小口現金支払制度の保有する支払資金)によって支払うことができる。

**第10条** 金額的に小払資金で賄うことが出来ない臨時的支払金については、止むを得ざる事情あるとき、経理責任者の承認を経て、特別に臨時支払扱いとすることができる。

**第11条** 小口現金支払制度のうち、学園事務部小払資金は、緊急または止むを得ざる事情のあるものを除き、原則として必要とする日の前日(当日が休日又は休業日に当たるときは、その前日)午後4時までに所定の支払請求伝票を学園事務部に提出したものにつき、当日午前11時以後学園事務部において支払う。

**第12条** 物件の調達に関しては、すべて「固定資産及び物品調達規程」に定める手続きを経ることとし、あらかじめ発注、請求等所定の伝票を予算管轄部署を経て学園事務部に提出しなければならない。

**第13条** この基準に定める手続きを経ず、掛買等代金後払い取引を行ってはならない。また正当な理由なく登録業者を変更してはならない。

**第14条** この基準実施のための手続き、又はこの基準に定めのない事項については、経理責任者の決裁により支払業務主管課において別途指示するところによるものとする。

2 この基準における経理責任者の承認・決裁に係る事項は、すべて主管課の申請に基づき会計責任者を経るものとする。

**第15条** 大学及び保育園部門の内、我孫子校舎及び我孫子園舎における支払業務については本基準中「学園事務部」とあるのは「大学事務部」と読み替えるものとする。

**第16条** この基準の改廃は、理事長が行う。

**附 則**

- 1 この基準は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この基準制定時において、すでに銀行振込依頼書の提出されている既往取引先は、「登録業者」と認定するものとする。

**附 則**

- 1 この基準は、昭和62年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この基準は、昭和63年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この基準は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この基準は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この基準は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。